

屋外広告物（表示・設置・変更・改造）完了届等の提出

1 要旨

申請許可後の屋外広告物の適正な管理及び設置広告物に対する広告主、管理者等の管理責任の意識向上を図るため、屋外広告物の設置後に完了届等の提出を求めるよう規則を改正する。（第11条の改正及び新第15条の追加）

2 改正内容

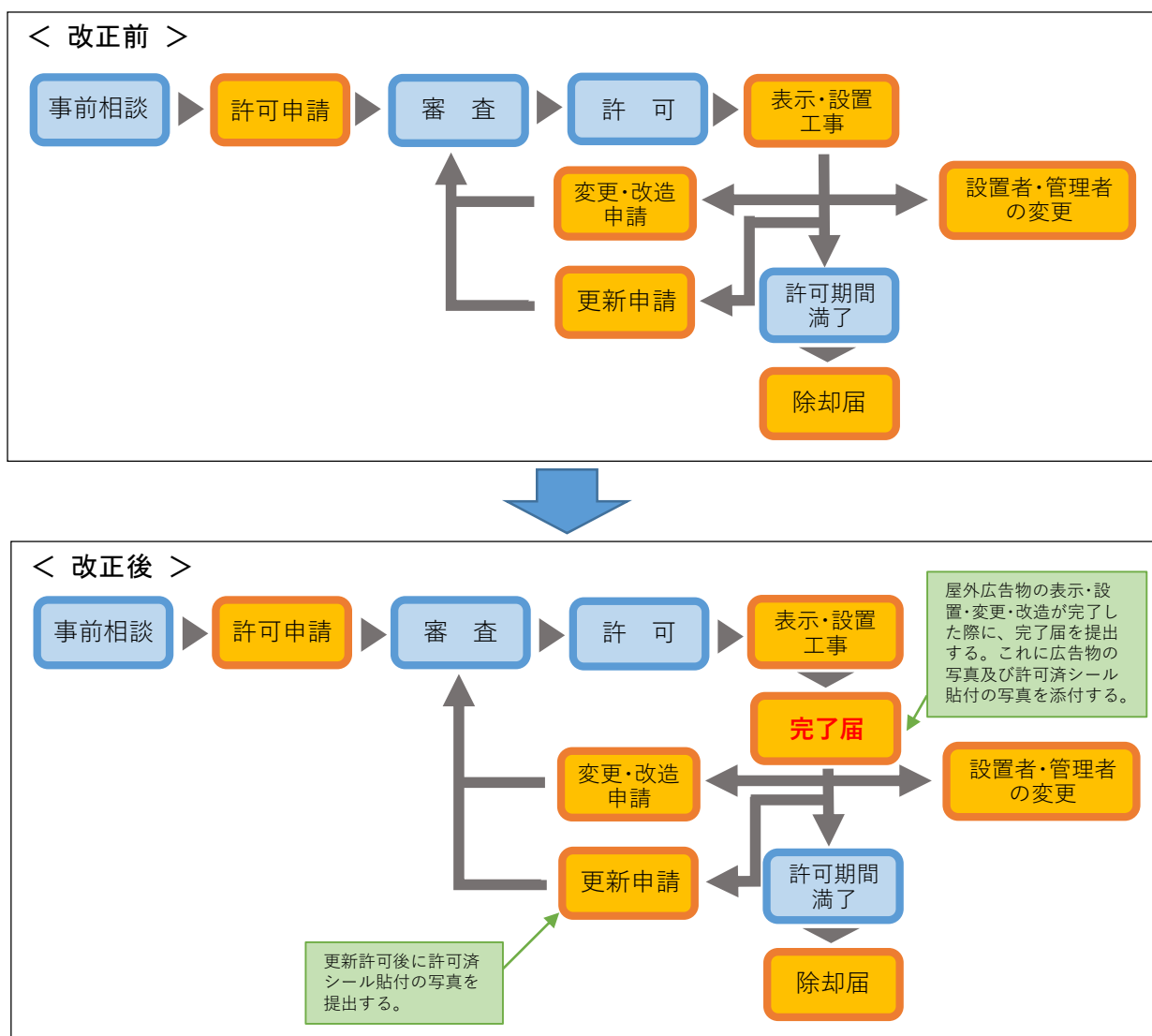
(1) 新規許可申請を行う場合（第15条）

許可を受け、広告物を設置した後に、「屋外広告物（表示・設置・変更・改造）完了届(様式第7号)」を提出することとする。なお、添付書類として、設置した広告物及び許可証シールの貼付けが確認できるカラー写真を添付することとする。

(2) 更新許可申請を行う場合（第11条）

更新許可を受けた後に、許可証シールの貼付けが確認できるカラー写真を提出することとする。

(3) 許可申請手続きの流れ



3 施行日：令和3年1月1日